

TOPICS
トピックス

1 固定電話・ファックスによる避難情報等の配信を開始

市では、インターネットを利用しない（できない）人を対象に、災害時の避難情報や緊急情報等を固定電話やファックスへ自動配信するサービス（登録制）を7月から開始します。

※インターネットを利用しておらず、次のいずれかに該当する人、①70歳以上の単身高齢者、②75歳以上のみの高齢者世帯、③避難行動要支援者（※）、④連合自治会長、⑤自主防災組織の会長、⑥要配慮者利用施設の施設管理者、**■**申込書（危機管理課等で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送・ファックスまたは直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1617、**☎** 624・9249



※身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯、療育手帳Aを所持する知的障害者、要介護認定3～5を受けた人のほか、同居者のみでは避難が困難な人等のうち、市長が支援の必要を認めた人（施設入所者や長期入院中の入所者を除く）

屋外スピーカーの放送内容が確認できる

自動電話応答サービス ☎ 050・5433・9161（通話料要）も開始

屋外スピーカーの放送内容が聞き取りにくい場合等に、放送内容が確認できる同サービスを6月から開始します。

TOPICS
トピックス

2 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備に関する意見を募集

■阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業に関する基本計画(案)を公表、**■**資料は6月15日から、市街地新生課・情報ルームで閲覧可（市HPからダウンロード可）、提出意見やこれに対する考え方は後日公表（住所・氏名等の個人情報は非公開）、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**■**6月15日～7月6日（消印有効）に、市HPから申込、または意見書（様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に）を、メール・ファックス・郵送（住所・氏名・連絡先を記入）、直接、〒567-8505 同課 ☎ 655・2761、**☎** 620・1730、**✉** shigaichi_b@city.ibaraki.lg.jp



TOPICS
トピックス

3 昨年度のごみの量は 93,907^{トン}

昨年度に家庭から排出されたごみの量は約46,107tで、平成30年度と比べると約1,656t増えています。市民1人1日当たりのごみの量は約446.5gとなり、平成30年度と比べ約14.9gの増量となりました（平成30年度は災害ごみ除く）。事業所から排出されたごみの量は約47,800tで、平成30年度と比べると約1,795t増えています。昨年度の資源物収集量と売却金額は、右表の通りです。収集した資源物は新しい製品に生まれ変わります。**■**分別＝資源循環課 ☎ 620・1814、収集＝環境事業課 ☎ 634・0351

資源物の収集量と売却金額（昨年度）

	缶	びん	ペット ボトル	古紙	古布	小型 家電	水銀 使用製品	合計
収集量 (t)	350	1,178	688	1,020	169		28	3,433
売却金額 (万円)	446	0 (※)	911	1,885	148	33	-	3,423

※売却金額から選別費用を差し引くため

3Rに取り組み、ごみを減らしましょう！

ごみを減らすためには、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の3Rの取り組みが重要です。過剰な包装を避けて必要な量だけを購入する、壊れたものは修理して使う等の取り組みにより、ごみを減らすことができ、環境への負担の減少、経費の節減につながります。また、資源物は分別し、ごみ回収、スーパー等の店頭回収、市の資源物収集に出すなど、再資源化の取り組みにもご協力ください。限りある資源を有効に活用するため、ぜひご利用ください。なお、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、古布のリユース、リサイクルが困難になっています。当面の間、古布の排出を控えていただきますようお願いいたします。



福祉・人権

介護保険サービスを利用するには

65歳以上（第1号被保険者）で介護保険サービスが必要な人は、要介護認定等の申請をしてください。40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）は、特定の疾病による要介護（支援）状態の人のみ申請できます。

■介護保険被保険者証、第2号被保険者は医療保険の被保険者証、**■**長寿介護課 ☎ 620・1637

調理が困難な高齢者に配食を実施

■おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等で、調理が困難かつ安否確認が必要な人、**■**市委託事業者が栄養バランスの取れた食事を週2食まで自宅に届ける、**■**1食あたり510円（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は410円）、**■**担当のケアマネジャー（いない場合は各小学校区の地域包括支援センター）、**■**長寿介護課 ☎ 620・1637

高齢者「いっしょサービス」のご利用を

■時1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、**■**在宅で生活しているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で、認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上の人、**■**認知症

高齢者の外出時の付き添い、家族が外出時等の見守り、**■**1時間500円、**■**長寿介護課 ☎ 620・1637



在宅高齢者に紙おむつ等を支給

■次の全てに該当する人、①おおむね65歳以上、②要介護認定3～5で紙おむつ等を使用、③生計中心者が市民税非課税の世帯（生活保護世帯除く）、④在宅で介護を受けている、**■**市が交付する給付券と紙おむつ・紙パンツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤を市内契約薬局・薬店で交換（後日配達、1か月上限62500円）、**■**長寿介護課 ☎ 620・1637

市認知症高齢者グループホーム利用者の家賃を一部補助

■次の全てに該当し、市が認定した人、①市内在住で認知症高齢者グループホームを利用している、②市民税非課税世帯（配偶者は別世帯でも含む）、

③生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けていない、④本人の預貯金等が1千万円（夫婦で2千万円）以下、**■**申請書（市HPからダウンロード）、事業者との利用契約書・重要事項説明書（写）、預貯金の通帳を直接、長寿介護課 ☎ 620・1639

介護保険サービス等への苦情の調査・審査

市介護保険苦情調整委員会が、申し立てに正当な理由があると認めるときは、市やサービス事業者に必要な措置をとるよう意見します。まずは、長寿介護課へお問い合わせください。

■被保険者、その配偶者または3親等以内の親族、同居人等、**■**市の窓口にご相談しても解決できない介護サービス・要介護認定等に関する苦情（判決等により確定した権利関係、裁判所等で係争中または行政庁で不服申立て審理中のもの、要介護者の保険給付に関しないもの除く）、**■**事実のあった日の翌日から1年以内に、苦情申立書（同課で配付）を、同課 ☎ 620・1639

ひとり暮らし高齢者等の世帯調査にご協力を

市では高齢者が地域で安心して暮らせるよう、緊急連絡先や世帯の状況等に関する調査を実施します。世帯調査票を6月中旬に送付予定です。調査票に記入し同封の返信用封筒で返送

してください。

■5月末時点で①70歳のひとり暮らしの人、②71歳以上のひとり暮らしの人または75歳以上の人のみで構成される世帯（昨年までの調査で回答済みの人・世帯除く）、**■**地域福祉課 ☎ 620・1634

高齢者いきがいワーカーズの新規事業者を支援

市では、高齢者等が社会貢献や生活支援等の事業を行う団体「高齢者いきがいワーカーズ」を立ち上げるための資金を補助しています。

■ボランティア活動等に意欲をもつ、過半数が市内在住の60歳以上で構成される5人以上の自主団体（事業立ち上げ後3年以上継続的に実施要）、**■**上限50万円（初年度）、事業実績が良好であれば翌年度以降追加補助あり、**■**書類・プレゼン審査あり、詳細はお問い合わせください。**■**シニアプラザいばらき ☎ 657・8814

金婚祝賀の品を贈呈

結婚50年を迎える夫妻を対象に各地区で開催している金婚祝賀は、新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度はお祝い品をお届けします（要申込）。

■昭和45年12月31日までに結婚し、過去に参加申込をしていない夫妻、**■**6月30日（必着）までに、郵送また



掲載しているイベントや行事等は、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、中止・延期となる可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・図でご確認ください。

はファックス（夫妻の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号・結婚年月日を記入）で、〒567-0888 駅前四丁目7-55、市社会福祉協議会 ☎627・0033、FAX 627・0434

6月23日～29日は 男女共同参画週間

男女が互いにその人権を尊重しつづき喜びも責任も分かち合い、家庭・職場・学校・地域社会等のあらゆる分野で、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしましょう。
☎人権・男女共生課 ☎620・1640

ハンセン病問題への理解を

6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」です。ハンセン病は、らい菌の感染によっておこる感染症で、隔離の必要がない病気です。しかし、国による隔離政策と「無らい県運動」が偏見・差別を助長し、社会全体がハンセン病を恐ろしい病気と誤解してしまいました。社会にはまだまだハンセン病に対する偏見・差別が残っています。これらを払拭するためには、ハンセン病問題の理解をより一層深めていくことが必要です。☎人権・男女共生課 ☎622・6613

人権擁護委員による相談

市では、人権擁護委員（右下表）に

よる人権相談を定期的に行っています。「これは人権問題では？」と感じたらご相談ください。☎人権・男女共生課 ☎620・1640

人権擁護委員

氏名	住所	氏名	住所
誼訪典子	駅前	田畑 敬	沢良宜西
岡村節恵	上穂積	浦野祐美子	北春日丘
佐藤房子	大池	山田ひろ美	玉瀬町
梶 隆治	宿川原町	渡邊福子	山手台
高田潤子	玉櫛	北川都代子	太田
道満正義	三島丘	塩見廣次	大字粟生岩阪
入交享子	耳原	西浦章雄	大字泉原
田村義則	白川		

健康保険・年金

国民健康保険料等の納付を

今年度の国民健康保険料の納付書を6月中旬に発送します。6月22日を過ぎても届かない場合はご連絡ください。また、後期高齢者医療保険料の納付書は7月中旬に送付します。なお、国民健康保険料はコンビニエンスストアでも納付できますので、ご

利用ください。☎保険年金課（国保）☎620・1631、同課（高齢）☎620・1630
保険料案内コールセンターのご利用を

国民健康保険料の納付書、決定通知書に関するコールセンターを6月15日～7月31日（平日、午前9時～午後5時）の期間開設します。保険料に関しては同コールセンターにお問い合わせください。☎同コールセンター ☎665・5222、保険年金課（国保）☎620・1631

国民年金は60歳以上でも加入できます

過去に国民年金に加入していなかった期間、保険料を納め忘れた期間や免除された期間を埋めるために、60歳以上でも65歳になる前月まで、本人の申し出により任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳時に年金を受け取るために必要な納付期間が足りない場合も、不足する期間を満たすまで（最長70歳になる前月まで）任意加入できます。納付は原則口座振替です。入金通帳、届出印、年金手帳を「ご持参ください（合算対象期間等の確認のため、他の書類が必要な場合があります）。詳細はお問い合わせください。☎保険年金課（年金）☎620・1632

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

☎6月9日（火）、午前10時～正午・午後1時～4時、☎保険年金課、定先着15人、☎国民年金、厚生年金等、☎年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ等（本人以外の場合は委任状）、☎6月1日、午前9時から、電話で同課（年金）☎620・1632



障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。
☎6月8日（月）・17日（水）・26日（金）、午前9時10分～正午・午後1時10分～4時、

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な人は猶予制度（3ページ参照）がありますので、詳細はお問い合わせください。

時【夜間】6月8日(月)・22日(月)、午後8時まで、**【休日】**28日(日)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①保険年金課（徴収）☎620・1631、②収納課☎620・1616



所保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障
害基礎年金受給手続に関する相談（障
害厚生年金除く）、**持**年金手帳、基礎
年金番号通知書、厚生年金被保険者証、
年金証書、医療機関受診等に関する×
毛等（本人以外の場合は委任状）、**申**
問課（年金）☎620・1632

**年金受給者が所在不明の
場合は届出を**

年金受給者の所在が1か月以上明
らかでないときは、同世帯の人が所
在不明の届出を行う必要があります。
届出後、本人の現況確認を行っても
所在が不明な場合、年金の支払いが
一時停止します。その後、所在が明
らかになったときは、受取再開の手
続きができます。詳細はお問い合わ
せください。**問**吹田年金事務所☎6
821・2401

税金

令和2年度所得証明書を発行

6月1日から、令和2年度所得証明
書が取得できます。コンビニで取得で
きる所得証明書と市・府民税納税証明
書の年度は、平成31年度・令和2年度
です。平成31年度の所得証明書は平成
30年1月から12月分まで、令和2年度
は平成31年1月から令和元年12月分ま
です。取得する際には、年度をよく

◆国民健康保険料の限度額と軽減基準が変更

問保険年金課（国保）☎620・1631

限度額 国民健康保険料は医療保険分、後期高齢者支援
金分、介護保険分（40～64歳の被保険者）の保険料
を合わせた金額ですが、保険料が高額になりすぎないよ
うに、それぞれ限度額（年額）が定められています。今
年度から「医療保険分」の限度額が61万円から63万
円に、「介護保険分」が16万円から17万円に変わります。

軽減基準 前年の所得が一定の基準以下の人は、今年
度から国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の軽減
基準が以下のとおり変わります。

【2割軽減】 33万円+（52万円×被保険者数）以下、**【5
割軽減】** 33万円+（28.5万円×被保険者数）以下、**【7
割軽減】** 変更なし

◆後期高齢者医療保険料の限度額・均等割額に係る軽減割合・軽減基準が変更

後期高齢者医療保険料は被保険者1人当たりの均等割額と所得割額の合計で算定されており、保険料が高額になりすぎない
ように限度額（年額）が定められています。今年度から限度額が62万円から64万円に変わります。世帯内の所得水準に
応じて保険料の均等割額（54,111円）が軽減されます。7割軽減の対象者は、上乗せして軽減されてきましたが、昨年度か
ら段階的に見直しが行われています。**問**府後期高齢者医療広域連合☎06・4790・2028

所得の判定区分（※1） （世帯の被保険者と世帯主の総所得金額（※2）の合計）	均等割の軽減割合				今年度の軽減後の 保険料額（年額）
	本則	昨年度	今年度	来年度	
基礎控除額 33万円以下………①		8.5割	7.75割	7割	12,174円
①のうち当該世帯の被保険者全員の各所得が0円 （公的年金等控除額は80万円として計算）	7割	8割 （※3）		7割	16,233円
「基礎控除額 33万円+28.5万円×被保険者数」以下（※4）			5割		27,055円
「基礎控除額 33万円+52万円×被保険者数」以下（※4）			2割		43,288円

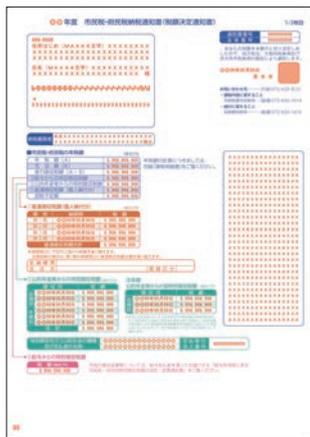
- ※1 年金収入で公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、当面、公的年金に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。
- ※2 専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
- ※3 年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化等の支援策の対象になります。
- ※4 今年度保険料の軽減基準です。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



掲載しているイベントや行事等は、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、中止・延期となる可能性があります。開催の有無等は市 HP または☎・☎でご確認ください。



確認してください。なお、コンビニで税証明書を取得するためには、証明書の発行機能が付いた住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが必要です。詳細はお問い合わせください。☎市民税課 ☎620・1614

市・府民税の税額決定・納税通知書を送付

今年度の市・府民税の税額決定・納税通知書を6月4日に発送します。今年度の普通徴収納税通知書が左図のとおり変更となりますので、ご注意ください。6月15日頃までに届かない場合はご連絡ください。なお、市・府民税が非課税の人には送付しません。また、

前年度から特別徴収（年金からの天引き）を継続している人には、税額の明細書のみを送付します。☎市民税課 ☎620・1614

市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を

☎市・府民税（普通徴収分）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）、☎預（貯）金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、☎申込用紙は市内金融機関または収納課に設置（市外の金融機関を利用する場合は、電話で同課から取り寄せ可）。☎取扱金融機関または同課 ☎620・1616

所得証明書（非課税証明書）が必要な人は市・府民税の申告を

昨年中の収入内容により市・府民税の申告義務がない人が、所得証明（非課税証明）が必要になったとき、申告がないと証明書を発行することができません（公的年金所得者、給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されている人除く）。国民健康保険料・介護保険料・公営住宅の家賃等の算定に必要な人や、こども医療制度等の各種制度の利用、コンビニでの税証明書の発行等を予定して未申告の人は、早めに申告をお願いします。

☎マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等の本人確認書類、印

鑑、昨年中に収入のあった人は源泉徴収票または給与明細書等、☎市民税課 ☎620・1614

今月の納付（6月30日迄まで）

- 市・府民税第1期分
- 国民健康保険料普通徴収第1期分
- 介護保険料普通徴収第3期分

忘れずに納めてください。

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

☎6月25日（木）、午後2時から、☎市役所南館10階大会議室、☎内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、☎教育政策課 ☎620・1680

専門の医師等による特別教育相談

☎6月25日（木）、午後2時～5時、☎フリエイトセンター、☎市内在住の小・中学生と保護者、☎内精神科医による指導・助言、心理相談、☎電話で教育センター ☎620・4400

児童手当の現況届を忘れずに

児童手当の受給者は、現況届の提出が必要です。6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、期限内にこども政策課へ原則郵送で提出してください。

提出しなかった場合、6月分以降（10月支給予定）の支払いが停止されますので、ご注意ください。

☎支給対象児童が3歳未満・3歳～小学生（第3子以降） 11万5千円、3歳～小学生（第1・2子）・中学生 1万円、所得額が、左表の所得制限額以上の場合、1人当たり5千円、☎児童手当の2～5月分の支払予定日は6月15日です。諸事情により、振込が数日遅れる場合があります。☎同課 ☎620・1625

所得制限限度額表

扶養親族等の数(※1)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)(※2)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1,002.1
5人	812	1,042.1

※1 所得税法に規定する同一生計配偶者と扶養親族、※2 給与収入のみで計算

まちづくり

6月は危険物安全月間

ガソリンや灯油・オイルライター等は、取扱いを誤ると引火や爆発を招き重大な事故につながります。これらの事故を防ぐため、次のように安全で

6月は自治会加入促進月間 あなたも地域活動を

市と市自治会連合会では、6月を自治会加入促進月間としています。大阪北部地震の際の住民同士の助け合いや、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する情報が、自治会を通じて地域へ発信されるなど、住民同士のつながりや助け合いの大切さを強く感じるころです。自治会は、そういった「つながり」や「心の豊かさ」を感じることができると地域コミュニティのひとつです。あなたにできることから地域とのつながりを持ってみませんか。あなたの住む町が、安全・安心で心豊かな場所となるために、あなたの参加が必要です。☎市民協働推進課 ☎620・1604



正しい取扱いや保管を心掛けましょう。▼火気の近くでは使用しない、▼屋外や窓を開けるなど風通しの良い場所を使用する、▼直射日光の当たらない場所に保管する。☎予防課 ☎622・6994

6月は土砂災害防止月間

長雨の季節を迎える6月は土砂災害防止月間、1日～7日はがけ崩れ防災

週間です。近年の異常気象により、全国各地で土石流、がけ崩れ等の土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出ています。災害の被害を少しでも軽減できるように、自分が住む地域のリスクを「洪水・内水ハザードマップ」で把握し、いざという時に自分の命を守るように準備しましょう。☎危機管理課 ☎620・1617

指定避難所案内標識を撤去

同案内標識が経年劣化や近年の台風等の影響により破損する恐れがあることから、安全性を確保するため撤去します。ご理解をお願いします。なお、指定避難所等は、指定避難所看板や市HP、ハザードマップ等で確認できます。☎危機管理課 ☎620・1617



撤去予定の標識



設置している看板

全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急地震速報訓練の実施

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝えるシステムです。同システムを用いた緊急地震速報訓練を実施します。

☎6月17日(水)、午前10時頃、市内80か所に設置している屋外スピーカーカーによる試験放送、☎危機管理課 ☎620・1617

6月1日～7日は水道週間

水道部では、市民の皆さんに、安全・安心な水道水を安定給水できるように努めています。生活に欠かすことのできない水道への皆さんのご理解とご協力をお願いします。☎同部総務課 ☎620・1690

水道料金は口座振替で

水道料金の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。使用者番号を確認し、金融機関所定の申込書または市指定の口座振替依頼書により、金融機関へ申し込んでください。☎営業課 ☎620・1691

悪質業者にご注意を

市からと称し、検査や修繕等を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等をして、高額な代金を請求するといった、悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等を行っています。不審に思った場合はご相談ください。☎下水道施設課 ☎620・1667、水道部総務課 ☎620・1690

公共下水道への接続調査にご協力を

計画的な下水道整備や水洗化率の向上を図るため、6月～来年3月にかけて、宅内排水設備や公共ますの接続状況調査を行います。下水道使用料を徴収していない家庭や事業所等に市が委託した調査員が伺いますので、調査のご協力をお願いします。なお、この調査で費用を請求することはありません。☎下水道施設課 ☎620・1664



環境

6月は環境月間、6月5日は環境の日

皆さんもこの機会に普段の暮らしを見直し、地球にやさしい暮らし方に変えてみませんか。市が発行している、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」に取り組むことや、いばらき環境ポイントを集めることも、ひとつのきっかけとなります。☎環境政策課 ☎620・1644

景品GET!! いばらき環境ポイントで

☎6月1日(月)まで、対市民、市内主催講座への参加、家庭での節電、LED電球の購入、環境家計簿の取組み等環境配慮行動に対してポイント付与、対象行動ごとにポイント用紙(市



掲載しているイベントや行事等は、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、中止・延期となる可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・ 図でご確認ください。

6月「就職差別撤廃月間」～しないさせない 就職差別～

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条等について質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながる恐れがあります。

府では、6月を就職差別撤廃月間と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いします。 図商工労政課 ☎620・1620

就職差別 110 番

☎6月1日(月)～30日(火)、午前10時～午後6時、 図採用面接時等の差別の相談、相談ダイヤル ☎06・6210・9518、 図rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp (メールは6月中随時受付)、 図府雇用推進室 ☎06・6210・9518

環境衛生センターでは、毎年、ごみ処理施設の煙突から排出されるガスの

庁舎等で配付)にスタンプを押印、ポイントを貯めると豪華景品が当たる抽選に応募可、 図詳細は市HP参照、 図郵送または直接、〒567-8505 環境政策課 ☎620・1644

ごみ処理施設排ガス中ダイオキシン類濃度調査結果

ごみ処理施設排ガス中ダイオキシン類濃度 (単位: ng-TEQ/m³N)

区分	調査日(昨年)	濃度	排出基準
第1工場1号炉	7月17日	0	1
第2工場1号炉	6月12日	0.00047	
第2工場2号炉	7月16日	0	5
特殊焼却炉 T-2	5月15日	0.47	
特殊焼却炉 T-3		0.12	

ナノグラム
1ng = 10億分の1g
TEQ = ダイオキシン類の濃度(毒性の強さ)を表す記号

調査を行っており、昨年度に調査したダイオキシン類の結果は、左上表のとおり排出基準を大きく下回っています。 図同センター ☎634・1627

生ごみは水切りでも臭いもスツキリ

生ごみの約80%は水分です。生ごみの水切りは、手軽にできて効果的なごみの減量方法のひとつです。臭いも減らすことができますので、必ず水切りしてから出しましょう。 図資源循環課 ☎620・1814

買い物にはマイバッグの持参を

7月1日から、全国の小売店でレジ袋の有料化が始まります。本市を含む北摂7市3町では、ごみの発生抑制を図るため、協定を締結した食品スーパーマーケットでレジ袋の無料配布

を中止するなどの取組みを行い、マイバッグ持参率80%を達成しています。今後も、買い物にはマイバッグを持参するなど、レジ袋の削減にご協力をお願いします。 図資源循環課 ☎620・1814



商工・消費生活

「[aruku&]と「観光あるき」が「コラボ」!

ウォーキングアプリ「[aruku&]と「観光あるき」がコラボし、阪急沿線地域オリジナルの16コースを紹介しています。スマートフォンを持ち歩き、スポットをめぐる、地域オリジナル景品に応募できます。市内の知らない魅力を再発見しながら出かけてみてください(下図読み取りからダウンロード)。 図商工労政課 ☎620・1620



三島地域若者サポートステーションのご利用を

15〜49歳の就職をめざす人に、専門資格を持つスタッフが、適性検査や就職セミナー、パソコン講座、個別の相談等、その人に合わせた就職支援を行っています。

☎電話またはファックス・メール(氏名・年齢・性別・住所・連絡先を記入)で、同ステーション ☎・ 図

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。

☎消費生活センター ☎624・1999

特別定額給付金に関する詐欺メールに注意

【事例】携帯電話会社から、「10万円の特別定額給付金の受け取り手続きがスマートフォンでできる」といった内容のメールが届いた。



【回答】特別定額給付金に関連して、氏名等の入力を求める不審なメールやSMS(ショートメッセージサービス)が出回っています。これらは個人情報やキャッシュカードの暗証番号等の詐取を目的としたものです。不審なメールのリンク先には、絶対にアクセスしないでください。また、給付金に関して市や携帯電話会社が個人にメールを送ることは絶対にありません。不安に感じたり、あやしいと思ったらすぐにご相談ください。

頑張る市内企業

紹介編 vol.93

茨木はぐみ保育園 (下中条町)



愛情いっぱい子どもを受けとめ、子ども主役の保育を

同園では、保育士が子どもたち一人ひとりと丁寧に関わる少人数保育により、深い信頼関係を築いています。少人数なので、何をすることも子どもたちが満足感や達成感を味わえるまで充分にやりきることができ、ただ「預かる」のではなく、「育てる」ことを意識した質の高い保育を提供しています。また、代表も保育士であることから、自身の経験をもとに職員が働きやすい職場づくりにも力を入れています。勤務の管理等を行うICTシステムや資料を共有する仕組み等の導入、作業の効率化や残業時間の削減等の取組みにより、昨年、市の働きやすい職場づくり推進事業所に認定されました。高田代表は「これからも愛情いっぱい子どもを受けとめ、子ども主役の保育を続けていきます」と話しました。

園商工労政課 ☎ 620・1620

668・4666 ☎ saposute-mishi
ma@hananokai.info

産業情報サイト「あい・きやうち」のご利用を

市内の登録事業所(企業やお店)を紹介するサイト「あい・きやうち」を開発しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひ一度ご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。

園商工労政課 ☎ 620・1620

労働保険年度更新手続きを忘れずに

今年度の労働保険年度更新手続きは7月10日までに済ませてください。また、手続きには、電子申請「e-GOV」も利用できます。園茨木労働基準監督署労働課 ☎ 604・5310

女性活躍推進法が改正されました

労働者数301人以上の企業が6月1日以降に女性の活躍推進に関する情報公

表をする場合は、2つ以上の項目(項目は大阪労働局HP参照)を選択しなければなりません。園同局雇用環境・均等部指導課 ☎ 06・6941・8940



求人

市立小・中学校の講師登録者

対小・中学校いずれかの教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許取得者(取得見込み可)、市内立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、
 ¥(例)常勤講師大卒月給24万1千円(経歴等加算あり)、甲履歴書を直接、教職員課 ☎ 620・1823



その他

9日から市議会定例会

6月定例会を、6月9日、午前10時から開会します。本会議・委員会はどなたでも傍聴できますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り控えていただきますようお願いいたします。本会議は、インターネット中継も実施しています。審議日程は市議会HPをご覧ください。園議事課 ☎ 620・1671

川端康成文学館臨時休館

時 6月3日(水)～5日(金)、園同館 ☎ 625・

市議会議員・特別職の報酬を20%減額

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市議会議員の報酬を6月から来年1月30日の任期満了まで20%減額する議員発議案と、特別職(市長・副市長・教育長・常勤の監査委員)の報酬を6月から来年3月31日まで20%減額する議案が全会一致で可決されました。園市議会議員に関すること=議会事務局総務課 ☎ 620・1670、特別職に関すること=人事課 ☎ 620・1601

5978

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの7月抽選分の申込受付は6月20日～30日に行います。「福祉文化会館」文化ホール 来年7月23日～26日終日、「クリエイトセンター」センターホール 来年7月3日・4日・9日・10日・23日～26日終日、多目的ホール 来年1月1日～3日・9日・14日～16日・29日・30日終日、1月8日～午後1時～10時、1月10日・13日・27日～午前9時～午後5時、「生涯学習センター」(火曜日休み)きらめきホール 12月



掲載しているイベントや行事等は、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、中止・延期となる可能性があります。開催の有無等は市 HP または 固・固でご確認ください。

2日・9日・16日・23日 午後6時30分～9時30分、12月3日・10日～13日・17日・24日 終日、12月5日・26日 午前9時～午後6時、12月14日・21日 午前9時～正午、12月19日・25日 午後0時30分～6時、「ローズWAM (火曜日休み) ローズホール」10月 終日、ワムホール 来年1月1日～4日 終日、1月10日・20日・23日・24日・30日・31日 午後0時30分～6時、1月21日 午前9時～午後3時

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

昨年度の運用状況は次のとおりです。「**情報公開制度**」(地下水・土壌汚染調査結果)等108件の請求がありました。公開請求に対する決定の状況は、公開40件、部分公開39件、非公開2件、存否応答拒否0件、文書不存在26件、却下が1件でした。「**個人情報保護制度**」新規の事務27件、変更した事務72件、廃止した事務4件、合計103件を告示しました。一例をあげると、「子育て支援員研修事務」を新規事務として告示し、氏名、住所等の情報を収集しました。告示した内容は、個人情報取扱目録として取りまとめ、市役所南館1階情報ルームで閲覧できるようにしています。また、開示請求は「住民基本台帳事務」等81件で(うち1件は請求取り下げ)、訂正・利用停止等の請求はありませんでした。開示請求に対

副市長を選任

5月8日に開催した市議会臨時会で、副市長の選任案が同意されました。これにより、河井豊さん(63)が、5月11日から4年の任期で再任されました。固人事課 ☎ 620・1601



次の方皆さんから、新型コロナウイルス感染症対策として市へ現金のご寄附(100万円以上)をいただきました(敬称略)。

◆大岩太鼓保存会、◆アマゾン茨木フルフィルメントセンター

ご寄附ありがとうございました

時 6月13日(出)、7月11日(出)、午後2時～4時、3時30分まで受付、所クリエイトセンター203、定各当日先着12人、内借金問題(債務整理、破産、個人再生)、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、固大阪司法書士会北摂支部 ☎ 668・4016

みしま司法書士 土曜無料法律相談

する決定の状況は、全部開示33件、部分開示35件、不開示2件、文書不存在10件でした。固法務コンプライアンス課 ☎ 620・1606

食育ひろば

家族と一緒に！ 楽しく！クッキング



家族と一緒に料理をする楽しさや食べる喜びを体験することは、とても大切です。小さな子どもや普段料理をする機会がない人も、「ぬる・かける」などの調理は簡単ですのでぜひ一緒に。家にいる時間が多いこの機会に、できあがるまでのドキドキをみんなで味わいませんか。

固保健医療課 ☎ 625・6685



餃子の皮……8枚 ほうれん草……1/3束
玉ねぎ……1/2個 ベーコン……4枚
塩こしょう……少々 有塩バター……小さじ1/2
ピザ用チーズ……適量 オリーブオイル……少々
パセリ……適量

Ⓐ 卵……1個
生クリーム、牛乳……各50ml

作り方

- ①ほうれん草はサッと茹で、3cm程に切る。
- ②玉ねぎ、ベーコンは食べやすい大きさに切る。
- ③フライパンにオリーブオイルを入れ、①と②を炒め、塩こしょうと有塩バターを入れる。

- ④Ⓐをなめらかになるまで混ぜる。
 - ⑤アルミカップ等に餃子の皮を入れて形を整え、③を入れる。
 - ⑥ピザ用チーズをのせて④をかけ、オーブンで10分加熱し、焼き色がいたらパセリをふる。
- ※市 HP (右図読み取り) ではほかにも餃子の皮を使ったレシピを紹介しています。



餃子の皮で簡単キッシュ

6月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、37ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の 電話法律相談 (各日先着12人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※)	
日曜電話法律相談 (先着5人)	28日(日)、9:00～12:30 (24日、8:45から電話で予約)	
国の仕事に関する 行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110にお問 い合わせください。	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着5人)	3日(水)、9:30～12:00(※)、 相続、遺言、離婚協議書、許可 申請等	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から 電話で予約(前日 が土・日曜日、祝 日の場合は、その 直前の開庁日)
司法書士相談 (各日先着5人)	3日(水)=登記、相続、17日(水)・ 24日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00(※)	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	17日(水)、9:30～12:00(※)、 土地の境界等	
宅地建物取引相談 (先着5人)	18日(木)、9:30～12:00(※)、 不動産取引等	
戸籍相談 (先着4人)	18日(木)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、13日(土)・27日(土)、 9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員に よる人権相談	11日(水)・25日(水)、 13:00～15:00	
ひとり親のため の法律相談	23日(水)、13:00～16:00 (1日、8:45から電話で予約、 こども政策課☎620・1625)	市民生活相談課
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 FAX 627・1692
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00(要予約)	
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00	
【いじめ】ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970(小・中学生 対象)、☎627・5511(保護者 対象)、上記以外は☎0120・ 7285・25	教育センター ☎626・4400
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	
発達相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00(要予約)	教育委員会分室 (予約は上記教育センター)

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除 く)、10:00～16:00(要予約)	
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除 く)、10:00～16:00	
男性のための 電話相談	17日(水)・24日(水)、 18:30～21:30	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性のはたらき方 相談	12日(金)、9:30～12:30 (要予約)	
女性法律相談	18日(水)・20日(土)、 9:30～12:30 (1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	25日(水)、13:00～16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川=☎643・1470 沢良宜=☎635・7667 総持寺=☎626・5660
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、25日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00～17:00	消防本部 ☎622・6955
福祉まるごと 相談会	第4月曜日 第2火曜日 第2木曜日 第3木曜日 第4木曜日	10:00 ～ 12:00 太田公民館 中条公民館 耳原公民館、 東奈良コミセン 東コミセン 玉穂コミセン
どの会場でも相 談可能です。 コミセン=コミュ ニティセンター ☎655・2758		